

特集

# 京都における地域包括ケアの現状

小幡彰一

中丹地域リハビリテーション支援センター・コーディネーター

舞鶴赤十字病院リハビリテーション科部課長

要旨：

地域リハビリテーションを推進してきた京都府では、2010年に「京都市地域包括ケア推進プラン」の一翼に「総合リハビリテーション推進プラン」として位置づけられ、「オール京都体制」で「京都地域包括ケア推進機構」を立ち上げ「京都市地域包括ケア」の推進に取り組んできた。

地域リハビリ支援センターからみた地域包括ケアシステムの現状と課題としては、地域リハビリテーションの対象者と比較して地域包括ケアの対象者が高齢者に限定されており、高齢者の事業が推進される中でも障害児者の施策が後回しにならないよう、京都府担当部署間の連携をさらに強化していく必要がある。

また、地域包括ケアの実施主体が、京都府による広域支援から市町単位の実施へ移行するにあたり、リハビリ専門職派遣コーディネーター等、効果を上げている既存のシステムが継承されるような工夫が必要である。

オール京都体制で取り組むメリットは大きいですが、戦線が拡大することにより、各団体間で連携がとりにくく、今後さらなる連携強化、効率化に期待したい。

京都地域包括ケア推進機構が推進する3大プロジェクトのうち、認知症総合対策推進プロジェクトにおける認知症リハ、看取り対策プロジェクトにおける終末期リハ等において、地域リハビリテーションとの関わりが希薄であり、今後プロジェクト担当課間の連携強化が期待される。

## I. はじめに

日本では諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行している。このような状況の中で、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれている。これに対する政策として厚生労働省は地域包括ケアシステムの構築を推進している。

京都府では、2005年に京都府健康福祉部リハビリテーション支援センターを京都府立医大付属病院内に開設し、京都府全医療圏域に地域リハ支援センターを開設し、地域リハビリテーションを推進してきた。2010年には「京都市地域包括ケア推進プラン」の一翼に「総合リハビリテーション推進プラン」が位置づけられ、2011年6月から「オール京都体制」で「京都地域包括ケア推進機構」を立ち上げ「京都市地域包括ケア」の推進に取り組んでいる。

今回、中丹東圏域の地域リハビリテーション支援センターの活動の中から、地域包括ケアの現状と課題を報告する。

## II. 地域リハビリテーションと地域包括ケアの定義

地域リハビリテーションは1990年に日本リハビリテーション病院施設協会により定義されて依頼、全国各地で様々な取り組みがなされてきた。厚生労働省による地域包括ケアの定義とほぼ同様の内容だが、対象が高齢者のみとなっているところに注意が必要である（表1）。

表. 1 地域リハビリテーションと地域包括ケアシステムの比較

<p>地域リハビリテーション 《定義》 地域リハビリテーションとは、障害のある人々や高齢者およびその家族が住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、一生安全に、いきいきとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉及び生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてを言う。</p> <p>(日本リハビリテーション病院・施設協会)</p>	<p>地域包括ケアシステム 《定義》 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していく</p> <p>(厚生労働省)</p>
---	--

表. 2 京都府における地域リハビリ事業の歴史

昭和62年（1987年）	兵庫県「地域リハビリシステムの構築」委員会 2次圏域にリハ中核病院、セラピスト増員による市 町派遣と研修
平成2年（1990年）	日本リハ病院施設協会「地域リハビリテーションの 定義」
平成10年（1998年）	地域リハシステムの構築（厚生省）
平成13年10月	京都府地域リハビ'リ'シ'ョ'ン協議会設置
平成15年2月	中丹圏域モデル事業（～平成16年3月）
平成17年4月	京都府リハビリテーション支援センター開設 健康福祉部にリハビリを主管する課（全国初） 各二次医療圏域に地域支援センターを指定 府保健所が圏域連絡会の事務局
平成22年8月	中丹地域障害児者リハビ'リ'訪問相談モデル事業
平成22年11月	京都府総合リハビリテーション推進プラン策定 京都市域包括ケアシステム推進プラン（一体的に実施） 京都地域包括ケア推進機構
平成23年4月	総合リハビリテーション充実事業
平成25年	京都地域包括ケア推進機構の3大プロジェクト （認知症総合対策、地域リハビリテーション推進事業、 看取り対策）

Ⅲ. 中丹東地域リハビリテーション支援センター  
の活動

京都府では2001年に京都府地域リハビリテーシ  
ョ'ン協議会が設置され、2003年2月～2004年3月に、  
京都府中丹圏域をモデル地域として、リハビリテー  
シ'ョ'ン連携推進事業が始まり、2005年には京都府  
健康福祉部リハビリテーション支援センターが京  
都府立医大付属病院内に開設され、さらに京都府  
全医療圏域に地域リハビリ支援センターが開設さ  
れ、地域リハビリテーションが切れ目なく推進さ  
れてきた（表2）。

京都府中丹地域は京都府北部に位置し、人口は  
約20万人あまりで、保健所管轄により、中丹東地  
域（舞鶴市、綾部市）と、中丹西地域（福知山市）  
に分けられ、それぞれに京都府地域リハビリテー  
シ'ョ'ン地域支援センターが指定されている（図1）。

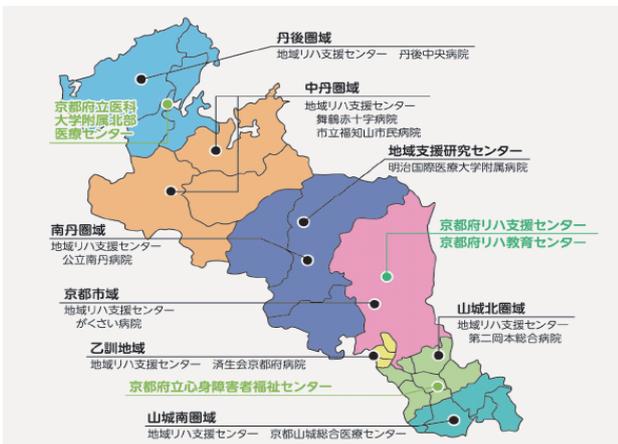


図. 1 京都府地域リハビリテーション支援体制

表. 3 総合リハビリテーション充実事業（H27年度）  
京都府リハビリテーション支援センター

事業一覧		備考
人材確保 リハビリ 人材確保 育成事業	理学療法士等就労資金貸与事業	卒後1年以内に府内に就職予定
	リハビ'リ'シ'ョ'ン専門職研修	リハビ'リ'シ'ョ'ン行政職研修
	維持生活期リハビ'リ'シ'ョ'ン充実事業	看護/介護職リハビ'リ'シ'ョ'ン研修
	小児・障害児者リハビ'リ'シ'ョ'ン研修会	基礎コース・課題別コース
	リハビ'リ'シ'ョ'ン専門職受入研修	PTOTST府士会、老健協会委託
	リハビ'リ'シ'ョ'ン専門職定着化促進事業	
	専門職技術向上研修	
	京都地域リハビ'リ'シ'ョ'ンフォーラム	
	リハビ'リ'シ'ョ'ン巡回相談指導事業	
	摂食・嚥下等障害対応支援事業	
リハビ'リ'シ'ョ'ン専門職 緊急確保対策	高等学校進路指導担当者への紹介 就業フェア	
リハビ'リ'シ'ョ'ン医等の育成	京都府リハビ'リ'シ'ョ'ン教育センター	
施設の充実	訪問リハビ'リ'シ'ョ'ン事業所整備促進事業	
	回復期リハビリテーション病棟整備促進事業	先進的リハビ'リ'シ'ョ'ン治療導入事業
連携体制 の強化	地域リハビリテーションコーディネート事業	
	クリティカルパス・IT活用病診連携推進費	
その他	府民啓発事業	
	医療介護連携啓発実証事業	
高次脳機能 障害者等 支援普及事業	相談支援事業（支援コーディネーター、相談、訪問、グループワーク） 普及啓発事業（支援ネットワークの構築、講演会、情報発信） 研修事業（当事者・家族交流会、医療関係者対象研修会）	

表3は京都府リハビリテーション支援センター  
が実施する総合リハビリテーション充実事業内容  
の一覧で、連携体制のシステム化を目的とした  
「地域リハビリテーションコーディネート事業」  
を地域リハビリ支援センターが担っている。

リハビリ支援センターの業務としては、相談窓  
口を開設し、地域包括支援センター等が開催する  
連携会議に出席し、リハビリテーションの立場か  
ら助言等を行ったり、各種事業所等からリハビリ  
に関する相談を受け、協力病院施設のセラピスト  
と連携し、直接訪問してアドバイス等を行う、訪  
問指導サービスを大きな柱として行っている。

リハビリ相談窓口への相談者は、図2のように、  
ケアマネジャー、地域包括支援センター、デイサー  
ビス、介護老人福祉施設といった、高齢者関係の  
事業所が上位を占めているが、身体障害者生活支  
援センターや作業所、特別支援学校等といった高  
齢者以外の相談も続いており、その地域における  
課題をよく反映している。

その他にも、リハビリ連携窓口担当者との定期  
的な事例検討会や、リハビリテーション従事者研  
修会の開催、ホームページ等を利用した情報発信  
等も行ってきた。<sup>1)</sup>

支援センターが何を支援しているのか、分かり  
やすく言ってみれば、リハビリに関して地域に足  
りないもの、人（人材）、もの（施設）、しくみ  
（システム）の3つに、さらにお金（予算）も足  
りない中で、なんとか工夫（連携）してあるもの  
で補い、ないものは生み出していく（目標）、そ  
ういう活動を支援しているといえる（表4）。

また、その時々で変化する制度の間隙を埋める  
セーフティネットとして機能できるよう、活動に  
は、柔軟性、継続性、汎用性が求められ、その連

表. 4 地域にあるもので補う工夫

<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域リハビリテーション協力病院施設(34) 地域にある病院・施設</li> <li>・圏域連絡会(1回/年)で意見交換・承認 地域にある団体</li> <li>・リハビリ連携窓口担当者会議(4回/年) 協力病院施設のセラピストを窓口に</li> <li>・リハビリ従事者研修会(3回/年) 地域の看護職・介護職にリハマインド</li> <li>・リハビリ訪問指導(実地研修) ← 相談窓口 地域のセラピストを、いないところへ派遣</li> </ul>
---

携には、時間的、空間的、制度的に切れ目がないように努力している。

#### IV. 京都市域包括システムの現状と課題

2010年には「京都市域包括ケア推進プラン」の一翼に「総合リハビリテーション推進プラン」が位置づけられた。これは京都独自に継続してきた地域リハビリテーション連携推進事業がそのままパッケージとして組み込まれたことで、それまでに培ってきた地域リハビリテーション中丹圏域連絡会のような医療・保健・福祉・行政等の多機関が参加する連携システムがすでに下地としてあるため、地域包括ケアの連携システムの構築は容易と思われる。

しかし、地域リハビリテーションは京都府が主体となり広域で実施していたのに対し、地域包括ケアシステムは保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされ、実施主体となる市は、あわただしく準備をすすめているのが現状である。今後、地域ケア会議へのリハビリ専門職の参加も増えると思われ、これらの人材確保が課題となる。今後、地域リハビリ支援センターのコーディネーター業務として、これらの人材確保支援も検討していかなければならない。

京都市域包括ケアシステムの特色は医療・介護・福祉・大学等のあらゆる関係団体が結集した「オール京都体制」で「京都地域包括ケア推進機構」(以下機構)を立ち上げたことであり、担当部局は京都府リハビリテーション支援センターと同じ健康福祉部で、高齢者支援課と医療課が担当している(表5)。

機構の3つの機能として、①スーパーバイザー(医師、ケアマネジャー等専門家)を配置、②地

表. 5 京都市域包括ケアシステムの特徴

1. 京都地域包括ケア推進機構の設置  
オール京都体制整備
2. 地域包括ケア総合交付金  
市町村をハード・ソフト事業の両面から支援
3. 在宅療養あんしん医療ネットワーク構築  
ドクターズネット、地域包括ケア支援病院の指定
4. あんしんサポートハウスの整備  
軽費老人ホームに準じ、低所得でも安心

京都府担当部局:健康福祉部 高齢者支援課・医療課

平成24年度政府への政策提案(平成23年6月)京都府より

域の特性に応じた市町村伴走型支援を実施、③プロジェクトチームによる施策への提案がある。また、市町村の地域包括ケア推進を徹底支援するために、全圏域の7保健所に保健所職員と機構職員を配置した「きょうと地域包括ケア推進ネット」が設置されている。

機構がかかげる京都市域包括ケア推進3大プロジェクト(図3)には、「地域におけるリハビリ支援プロジェクト」の他に、「認知症総合対策推進プロジェクト」、「看取り対策プロジェクト」がある。認知症総合対策推進プロジェクトでは、京都市域オレンジプラン(京都認知症総合対策推進計画)が策定されたが、認知症トータルケアモデルのなかで地域リハビリテーションとの関わりが明らかではない。看取り対策プロジェクトでは「京都ビジョン・京都アクション」として行動理念が、平成26年3月に策定されたが、このなかでも地域リハビリとの関わりが明確にはされていない。

地域リハビリ支援センターからみた地域包括ケアシステムの課題としては、地域リハビリテーションの対象者と比較して地域包括ケアの対象者が高齢者に限定されており、高齢者の事業が推進される中でも障害児者の施策が後回しにならないよう、京都府担当部署間の連携をさらに強化していく必要がある。

また、地域包括ケアの実施主体が、京都府による広域支援から市町単位の実施へ移行するにあたり、リハビリ専門職派遣コーディネーター等、効果を上げている既存のシステムが継承されるような工夫が必要となる。市町が事業を継承するためには、補助金等の経済的支援施策が必要であるが、平成29年度以降の施策は今のところ未定である。

オール京都体制で取り組むメリットは大きいですが、戦線が拡大することにより、各団体間で連携がとりにくくなり、各々が類似した事業を展開するなど、効率的とは言えない部分も散見され、今後さらなる連携強化、効率化に期待したい。

機構が推進する3大プロジェクトのうち、認知症総合対策推進プロジェクトにおける認知症リハビリ、看取り対策プロジェクトにおける終末期リハビリ等において、地域リハビリテーションとの関わりが希薄であり、今後プロジェクト担当課間の連携強化が期待される。

## V. 終わりに

京都府における地域包括ケアシステムの現状と課題を、地域リハビリ支援センターの視点から述べてきたが、当該支援センターも地域包括ケアシステムの一部であり、利用者を中心としたグループワークやケア会議を通じて顔が見える関係から、ひとなりが分かる関係、さらに顔を通り超えて信頼できる関係を築けるような連携を地域全体に推し進めていきたい。<sup>2)</sup>

### 【参考・引用文献】

- 1) 京都府健康福祉部リハビリテーションセンター：平成27年度京都府総合リハビリテーション充実事業報告書：2 - 24, 2016.
- 2) 森田達也：地域緩和ケアにおける「顔の見える関係」とは何か？ Palliative Care Research, 7 (1) : 323 - 333, 2012.